

第二十二回国会 衆議院 逓信委員会議録第十九号

昭和三十年六月八日(水曜日)
午後二時十七分開議

出席委員

委員長

委員

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

専門員 吉田 弘苗君
専門員 中村 寅市君

六月七日

委員原茂君辞任につき、その補欠として志村茂治君が議長の名で委員に選任された。

同日八日

委員志村茂治君辞任につき、その補欠として原茂君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

郵政事業に関する件

郵政監察に関する件

電気通信事業に関する件

放送に関する件

物品税法の一部を改正する法律案に

関し大蔵委員会に申入れの件

○松前委員長 これにより会議を開きます。

郵政事業に関する件、郵政監察に

する件、電気通信事業に関する件及び

放送に関する件、以上四件について調

査を進めます。橋本君。

○橋本(登)委員 緊急動議を提出いた

します。

目下大蔵委員会において物品税法の

一部改正の法律案が付託せられており

ますが、これに關して、従来当委員会

並びに旧電気通信委員会において、再

三にわたって、目下テレビジョン受像

機は普及時期にあるから、これを阻害

しないように、その税率についても暫

ジョン受像機に対する原案の百分

の十五の低率適用期間を昭和三十

三年三月三十一日までとすること

二、オールウェーブ、ラジオ聴取機

に対する現行税率の一律百分の二

十を、高級品以外に對し或る程度

低減すること

等、法律案修正に關し、貴委員会に

おいて適宜の措置をとられんことを

要望する。

右六月八日本委員会全会一致の議決

により申入れ重ねて本件に關し御配

慮を乞う次第である。

以上案文を御審議の上、満場一致の

御賛成あらんことをお願いする次第で

あります。

○松前委員長 ただいまの橋本君の動

議のごとく、物品税法の一部を改正す

る法律案に關する申入書、これに關し

まして大蔵委員会にこれを申し入れる

ことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○松前委員長 御異議ないものと認め

まして、そのように決定いたします。

○松前委員長 この際質疑の通告があ

ります。森本靖君。

○森本委員 監務局長にお聞きしたい

と思ひます。六日の朝日新聞の夕刊

に、東京都の北沢二丁目郵便局に賊が

入つて、二十六円盗まれたという記事

五十分ころまでの間に、世田谷の北沢
二丁目郵便局の事務室上部の回転窓を
こじあけて、盗賊が侵入した事件でご
ざいます。賊は金庫をあけようとした
のであります。そうして金庫のちよう
つがいのぎばしと普通言つております
が、上の方を破壊いたしました。結
局金庫のとびらは開くことができな
かつたので、事務室にございました補
充用の切手箱と小包四個、これは普通
小包であります。結局切手箱の中には
十一万七千七百二十円に相当する切
手、はがき、印紙がございましたけれ
ども、これは現金化ができませんでした
たのか、そのものには手をつけずに、
事務室の引き出しにございました現金
二十六円と、それから幼年ブックとい
う雑誌が一冊入つておりました小包一
個を持って逃走したわけでありませ
う。従ひまして被害といひましては、今
申しましたように普通小包一個の中の
雑誌と、それから引き出しにございま
した切手売上代金二十六円とが被害の
総額でございます。金庫にはもちろん
当日の為替の残が十六万五千円あつた
わけでございますが、今申しましたよ
うに金庫を開扉することができません
でしたので、被害が最小限度にとど
まつたわけでありませう。目下東京の郵
政監察官三名と所轄の北沢警察署で共
同捜査をいたしておりますが、遺憾な
がら現在まで犯人を逮捕するに至つて
おりません。簡単であります。以上
申し上げます。

○森本委員 これは特定郵便局でしようか。

○青木政府委員 さようであります。

○森本委員 事務室と、それから局長の私宅とその局の構造はどうなっておりますか。

○青木政府委員 私実は現場を見ておりませんので、ただ情報によって申し上げます。局長宅は局舎に隣接しております。そして構造——実は見取図を持っておりませんので、局長宅と局舎が隣接しているということだけしか今わかっておりません。

○森本委員 過日私が無集配特定郵便局の宿直の問題を質問したときに、そういうことはない、それから将来も従業員の良識に待つてやっておりますので、こういうようなことはあまりないというので大臣も答弁されておったのですが、答弁した口のすぐ下からこういう問題が持ち上っております。それでこの間私が質問したときに、特に単独局舎の警備については、一体どういう措置をおとりになるかということをお聞きした場合には、相当強固な錠でもかけておくよりほか仕方がない、こういうことを言われたのであります。そこで私が当局にお聞きすることは、この局舎の局長私宅とそれから局舎の構造、さらにこの日にだれか臨時に自発的に泊った者がおったかどうか、そういう詳しいことをもう少し説明願いたいと思います。

○青木政府委員 ただいま森本委員のお尋ねの局舎にその夜間泊っておったかどうかということは、私が今まで承知しておる限度におきましては、もちろん隣接して局長宅がございますので、局舎内にはだれも泊っておりません。

かつたということとは間違いないと思えます。それから、はなはだ申しわけないのですが、局舎内の構造の見取図等を持ってきておりませんので、詳細お答えするには時間をかしていただきたいと思います。

○森本委員 それでは賊が入ったのは晩であつて、これを局長が発見したのは朝ということでございますか。

○青木政府委員 さようでござい

○森本委員 それでその責任は、この十一万八千円という切手が全部裏のゴミ箱に捨ててあつたということですか。いいのですけれども、もしかりにこの十一万八千円を持っていかれた場合には、一体この責任になるわけですか。この間大臣が答弁をした通り、当該局は全然責任がないのであつて、もしこれがそういうことになつてもこれは取られ損、こういうことになるわけですか。

○青木政府委員 先ほど申しましたように実は詳細わかつておりませんが、もし今おっしゃつたようにこの金庫の中にありました資金等がなくなりまして、その程度に善良な監視者として注意を払つておつたかどうかという点をよく調べまないと、その責任をどの程度に追及するかというところは申し上げられないと思います。

○森本委員 それで過日は郵務局長との質疑応答になつたわけでありまして、が、こういうように全国の七千なり八千なりに、いつでもどろろが入つて、もかまわぬ、いつでも格好にしてあつて、いつでも火をつけられてもかまわぬ、というような格好にしておることが

いけないのではないか。しかしやむを得ない、そういうことはあまりない、こういうように御答弁があつたわけですが、そういう御答弁があつたの下のから、すぐこういう問題が起つてゐるわけでありまして。おそれるこれは全国的にこういう問題が非常に起つてくると思ふのであります。こういう問題に對して監察局の方としては、こういう問題に對する具体的な方針というのか、こういう問題を将来防止するためのよい方法というのか、だれもおらぬところにとろぼうが入つてこないようないい方法がありますか。

○青木政府委員 ただいま森本委員のお尋ねでございますが、もちろん監察局といたしましては、部外の犯罪などを含めまして犯罪が起りました場合には、その手口等をいろいろ検討いたしまして、いかにして犯罪を未然に防止するかというようなことは、監察官の立場からいろいろ意見があるわけでございます。従ひましてこういうような事件が、今お話がありましたように、今までも起つておるわけでありまして、そういう関係で関係の部局ともよく連絡いたしまして、監察局としての立場を申し上げて、関係の部局にもいろいろ研究していただいて、従来までもいろいろの防犯通達と申しますか、相当詳細な通達を郵政局長に出し、また郵政局長はそれを受けまして、各現場の方にそれぞれ通達を出しておるわけであり

ます。通達といたしましては、私どもと他の部局長と連名で出した通達にどうかと存じますが、相当詳細に通達内容はうたわれておるわけでありまして、部内犯罪等につきまして、もちろん

ん先ほど森本委員もおっしゃいましたように、いろいろ通常考えられるような点を指示しておるのでありますが、たとえば局舎の警備につきましては、局舎の門限を定めて——これは普通局を含めての意味でありますけれども、不用の出入口は一切定時に閉鎖する、あるいは窓及びびらの戸締りを厳重にする、こういうことはもちろん木造の局舎等におきましては、いかに厳重にいたしまして、計画的にねらわれるというような場合には、これを完全に防ぎ得ない場合があるものでありますけれども、やはりこれを厳重にいたしておきます場合は、犯罪捜査の面から考へましてもいろいろ抵抗があるということとは、そこに容易に入れる場合とあるいは無理をしてこじあけたという場合には、そこに証拠が残る、その他指紋が残る、いろいろ証拠になるようなものが、消極的ではありますけれども残るような処置をする。あるいは可能範囲において防犯ベルを作る。あるいは今後予想されるものといつたしまして、これは予算を伴うのですぐでき

るかわかりませんが、いろいろ方法もありませんが、無線を使う防犯無線施設と申しますが、そういうようなものも考へなければならぬのじゃないかというふうな考へております。その他監視の方法の適正なることとか、はなはだこまかくなりますけれども、防犯の措置につきましては、本省なり郵政局は相当厳重に指示しておるのであります。その他私どもの監察だけで、昨年のたしか八月だと思ひますが、こういうような盗賊が局舎に侵入するということが起りましたので、重複する点もござい

ますが、各郵政監察局長に最近の事例をあげまして、そして無集配特定局等におきましては、ガラスの窓やガラス戸の施錠に對して、何らか簡単な方法でもこれを補強するような措置を講ずるようには検討してもらいたいというところを、つけ加えて通達をいたしてございます。また業務監督等におきましては、すでに局舎の警備等につきましては相当注意をいたしておるわけであり

ます。はなはだ抽象的でございますけれども、そういうような方法で現場に對しては可能な範囲において監督指導している、かようにやっております。

○森本委員 これは監察局長だけに責任を持たすのは非常に酷でありまして、監察局長の方としての答弁は、そのくらいは答弁しかできぬだろうと思ふので、それけれども、一カ月くらい前に私の方から質問をして、それに対しては、十分に今後そういう面の施策その他については検討して、早急に具体的な案を樹立するという回答もあつたわけでありまして、ちょうど大臣はおりませんが、次官は、こういう問題について総合的にこれを省内において研究し、あるいはそういう問題について討議をしたことがありませんか。

○中村説明員 この問題は、この前の委員会でもいろいろと御質疑がありましたが、これは森本委員の御承知のように、無集配特定局の警備及びそれに対する人員の配置等に関しましては、かねてからこういう問題は真剣にやつていたわけであります。その第一着手としたのもその現われの一つでございますが、そういうことで、特に私どもは、この前の委員会でも御注意がありまし

たことにかんがみまして、始終その問題については検討をいたしているわけでありまして、何と申しまして、これは単に局舎の警備について戸締りであるとか、構造であるとかいうような点に注意するだけでは、なかなか根本的な解決にはならぬと思ひます。要するに一番いい方法は、それぞれの局舎が無人局舎にならぬようにということ、何と申しても根本的な対策であると思ひます。しかしこの問題につきましても、従来からたびたび検討を重ねてきておりますけれども、非常に数の多いことでもありまして、これに對してそれだけの人を配置することは、理想としてはそういうことは言へますけれども、いろいろな実質法の関係、予算の関係等からいたしまして、これは早急にはできないというので、先般経理局長からも答弁がありましたように、漸次その方向に持っていくということ、監視員制度あるいは宿直制度というようなことを、まことに不満足ではありますけれども徐々に解決をはかつていく、こういうことであります。

ういう事柄につきましては、私どもは、この委員会の御注意のありますことによつて、そういうことを研究するという消極的なことではなくして、すでにこの問題は、先ほど申し上げましたような心組をもつて、常にその解決に努力をいたしている次第であります。今年も暫定予算でもありませんが、その都度の対策が具体的には講ぜられる程度でありますけれども、やがて予算の見直しもつくようでありまして、十分御趣旨のあるところを体しまして、なお本格的に早急にそういうことと解決をはかるように協議をいたしたいと考えております。

○森本委員 それではなおこの問題についてはまだお聞きしたい点がありますけれども、恩給局の審議課長さんが来ておられるのでありますから、そちらの方に質問を移すことにいたします。この件は一応これで打ち切つて、後日またお聞きしたいと思ひます。

それでは恩給局の方にお聞きしたいのですが、実は過日本委員会におきまして郵政省に昔、通信手、通信手というものがあつたが、これに對する恩給の期間の通算の問題について私の方から質問いたしますと、郵政省の方としては、この期間を通算するというものについては大賛成である。そこで恩給局の方と交渉したけれども、恩給局の方がこれに反對である、こういうことで行き詰まつておられるという回答があつたわけでありまして、それらに對して恩給局の方はどういふ観点から反對をせられるかというのを御説明願ひたいと思ひます。

○山田説明員 郵政省から通信手、通信手等の問題につきましては、たびたびお話しあつたことは事実でございます。最初はたしか二十四、五年ころからだつたと聞いておりますが、その後またたびたびお話しあつた。恩給局といたしましては反對と申せばあるいは反對ととれるかもしれないが、だめであるからといって、問題をそこで結了したということではございませぬ。いろいろお話しあつた問題がござい

ますので、なお保留させていたでいてゐるということでございます。その理由と申しますのは、まず第一に恩給法と申しますのは、現在もやはり旧官吏制度の建前の上に立つてございまして、現在の公務員制度の上から見ますと、切り切れない箇所、問題がいろいろございまして、めんどろな点が起つて参るわけでございます。通信手、通信手と申しますのは、判任官の待遇を受けていたという事でござい

ますが、判任官の待遇を受けていた者、あるいは委任官の待遇を受けていた者というやうな、待遇を受けていた者につきましては、原則として恩給法は適用されておられません。従前に適用されておりましたものを、従前に適用されておりましたものにございまして、最近になつて新しく過去のものにさかのぼつて恩給法の対象にするというものは、やはり事務的にはいろいろの切り切れない面がございまして、今のところ研究させていたでいておるといふやうな事情でございまして、

○森本委員 それで同じやうな形式になつておる特設郵便局長の昭和二十三年以前の勤続年数が半分でございます。たしか、通算になつてゐるのです。たしかこれは附則でそういうことになつたやうな気がいたしておりますが、これとこの通信手、通信手との関連はどういう工合でしよう。

○山田説明員 特設郵便局長は従前から制限的ではございますが、恩給法の適用を受けておりました。ただ年限による恩給は受けることができなかったというだけでございまして、年限による恩給と申しますのは、たとえば三年勤めたから一時恩給をもらふとか、あるいは十七年勤めたから普通恩給をもらふという意味での恩給はもらへなかつたわけでございますが、公務員傷病による恩給はあればもらへたわけでございます。なぜそういう取扱ひをしたかと申しますと、恩給法の適用者はその当時の恩給法の言葉を使ひますと、官にある者に対して適用されることになつております。従前の特設郵便局長は官にある者ではありましたが、判任官も、その任用、あるいは身分、給与の特種性から申しまして、一般の普通の官にある者とは違つて扱ひをして、

そういうことで恩給法上では準文官という言葉を使つておりましたが、準文官としての扱ひがなされていたわけでございます。ところが昭和二十三年の一月になりましたと、強制的に申しましたので、そういう措置をとつたわけでございます。従前の特設郵便局長が恩給法と全然縁もゆかりもなかつたにかかわらず、あとになつてそういう措置をしたというわけではございませぬ。

○森本委員 その傷病の恩給ということは私今聞いたわけですが、一般の普通の文官恩給という形における恩給は、特設郵便局長としては昭和二十三年以前にはなかつたのでございませうか。

○山田説明員 お説の通りでございませぬ。○森本委員 そうすると、その身分は単に判任官ということではございませぬが、恩給納付金も納めておらない、こういうことですね。○山田説明員 その通りでございませぬ。

○森本委員 そういうことになると、身分はなるほど片一方は判任官の待遇である、片一方は一応判任官であるけれども、恩給法上の恩給の受給権者ではなくして、恩給納付金も納めておらない、しかもこれが同一の局舎内における人間である、こういうことになつた場合に、片一方が恩給納付金を一時に払い込んで通算をせられる、片一方はそのまゝにしておかれるということについては、だれが考えてもどうしても不合理であるというふうに考えられるわけですね。先ほど恩給局の方としては検討しておるということではありましたが、その検討ということはそういう特設郵便局長と同じやうな形において通算をするという方向に研究をしておる、こういうことですか。

○山田説明員 私としては公務員の恩給法の適用に關しましては、できるだけ公務員の有利になるやうに取り計らいたつていふ考え方で、いろいろの問題を検討をいたしております。しかしやはり恩給法には恩給法の建前と申しますか、筋というやうなものがございまして、根本的に現在の恩給制度、恩給法を変えない限りは、事務的に一時の修正でできないやうな問題もやは

りあるわけでございます。今お話しのごさいますように、実質的にはあるいは同じものであるという考え方もできるかも知れませんが、先ほど申し上げましたように、旧官吏制度の上に恩給法は乗っておりまして、いわば形式的に恩給法の適用者と非適用者と押えておられるわけでありまして、そういう建前に立っておりまして以上は、やはり官にある者以外の方につきまして恩給法を延ばしていくということにつきましては、他にもいろいろ関連の問題が生じますので、その問題も一々関連を考へながら処理していかなければなりませんし、また通信手、通信手等につきましては、共済組合の長期給付の対象になつていたと聞いておりますが、そういったものとの関連を考へなければならぬと思ひますし、事務的にはちよつと踏み切れないような状態にあるのであります。今申し上げましたように現行の恩給法の建前につきましては、いろいろ批判もあることでありまして、一昨年出ました人事院の退職年金制度の勧告におきまして、いわば職員期間も通算するような措置をとっておられるわけでございます。それは現在内閣に設置せられた公務員制度調査会におきましていろいろ検討されておるところでございます。恩給局長もその幹事としてある程度参画いたしておられるわけでございますけれども、結論をいたしまして、かりに職員期間も全部新退職年金法の適用を受けられるということになれば、問題は根本的に解決してしまうわけでありまして、そういうような根本の建前を変えないで、現行の恩給法の建前で進む限りは、事務的にはなかなか踏み切りが

おずかしい状態でありまして。
○森本委員 新退職年金法ができれば、これは問題ないわけでありまして、この問題はむしろ内閣委員会の問題でしようから、私はここで触れたくありませんが、ここで言っておるのは、そういう新しい退職年金法ができ上がるまでの問題としての、この通信手、通信手の問題を私は申し上げておるのであつて、かりに他に関連があるので、この問題はむしろお話しということだとすれば、その他に連関があるという問題はどうかということですか。
○島山説明員 たとえば鉄道手、それから外務関係には、旧外務関係でありまして、台湾総督府にも交通手というのがあると思ひましたし、やはり同じ鉄道手というものでございまして、たしか朝鮮にも同じような名前のものであつたと思ひます。比較的現業的な仕事をやっておられるところの職員であつて、判任官の待遇を受ける者と申しますか、そういう待遇の官吏が比較的大ぜいたくように覚えております。
○森本委員 その鉄道手あるいは交通手というものは、全部合せてどのくらいの人数になりますか。
○島山説明員 その人数につきましては私どもの方では資料を持っておりません。
○森本委員 その他の問題と関連があるのでなかなかおずかしいということでございますが、もしそういう理由であるならば、その他の関連のあるものについても、これはどのくらいの人数になる、これをもし通算するとどうなる、この間の経費がかかる、そういうような問題を検討した後に、おずかしいならおずかしい、あるいははいく

ならいく、そういうふうにもう少し恩給局の方が積極的にこの問題を研究すべきじゃないかと思ふのですが、その点はどうか。
それからもう一点、共済の長期給付の対象になつておられるというお話でございましたが、これは現在の公務員の中における事務員であつてもそれと同じ格好になると思ふのです。これがやはり任官をした場合には、そういう形と同じような格好になると思ふ。だから、これが長期給付に入つておつたから、この恩給がどうこうという問題は私はないのではないかと思ふのです。が、その点の御見解をお聞きしたいと思います。
○島山説明員 第二の問題に最初にお答えをいたします。職員が任官した場合といふお話でございまして、職員が任官したときも、職員時代の共済組合の長期給付の対象であつた時代は、恩給法の計算には入らないのではないかとと思ひますが、お尋ねは、職員であつて任官した人が本人の希望によつて、さらに長期給付の対象になり得るというふうな場合じゃないかと思ひます。この場合につきましては、その分の共済掛金を別に納めることになつていたと思ひます。また国庫負担分はその場合にはなかつたのじゃないかと思ひます。従ひまして、交通、鉄の共済組合の問題につきましても、は、ちよつと今の場合と例が違ふのじゃないかというふうな考へておるのでございます。
それから最初の問題につきましても、仰せの通り、もう少し突っ込んで研究しなければならぬところがございますので、十分に私の方の上司にも

伝えまして、なお検討したいと思ひます。
○森本委員 それではこの問題だけで時間をかけてもなんですが、こういう問題については、近き将来においてやはりもう少し具体的に内容を検討していただくたい。なお、たとえば交通手、鉄道手というものがあればそういうところの官庁の方ともよく打ち合せをして、できる限りこういうものを救済していく、そういう方法をおとりになるという考へ方のもとにこれをさらに検討してみ、そういう考へ方はないわけですか。
○島山説明員 御意見の通りの考へ方で進めたいと思つております。ただ先ほど申し上げました通り、他にも類似のものがあるというだけの理由ではございまして、現行の恩給法の建前からいいたしまして、いろいろおずかしい点があるのではないかとすることもございまして、従ひまして現実の問題、すなわちどういふ職務内容のものであつたか、どういふ勤務態度のものであつたか、あるいは何人くらいいたかという以外に、やはり恩給法の建前と申しますか、筋と申しますか、そういうもののにつきましても一応解きほぐした上で解決いたしませんと、やはり現実の資料に当たるといふことにはならないのじゃないかと考へてあります。その点につきましては先ほど申し上げましたように、なお十分研究を進めたいと考へております。
○森本委員 これは局長が来られぬので、課長さんにかういふことを聞いてもなんですが、しかしそういうふうなものでも、これを極力通算ができるというふうな解釈ができるまで検討して、そういう

ことでよろしいということであればそういう方向に幸ひ行きたい。しかしそれまでにそういう方向に行くような形の検討を十分してみよう、こういうことですね。
○島山説明員 お説の通りでございます。
○森本委員 次にちよつとお聞きしたい。公社の全電通の労働組合であります。全電通労働組合の機関紙「全電通」の第二百九十四号に、論説として「機構改革に直言す、充分なる意見具申の採用と納得を」ということで、予想される機構改革についてかなり詳細にニュースが載つております。裏面に私はまだかういふことを全然聞いておりませんが、もしこの内容について総裁の方でわかつておれば、御説明をお願いしたいと思います。
○梶井説明員 森本委員にちよつとお願ひしたいのですが、それを拝見できませんか。ここに書いてあります「予想される機構改革」という問題につきましては、ある程度かういふ考へを持って研究を進めております。しかしまだ結論を得てゐるわけではございません。
○森本委員 それではかういふことを現在内部において検討しておるといふことであつて、まだ総裁の耳にははつきりとかういふようにやるといふようには下の方から言つてきていない、かういふことですか。
○梶井説明員 もちろんその考へにつきましては、私も承知しております。ただ具体的にこまかい細目について、目下検討しておるといふわけでありまして、
○森本委員 この中にはちよつと重要

な点があるのです。たとえば「現状はただ単なるデスク・プランの取り合い、主導権争いに終始している」という。さらにそれが電通の従来よりの派閥争い（業務対施設）に油をそそぎ、局長のポストをいづれのグループが握るかで課長の構成まで変えるという。」
○井手委員 そうです。それは、そういうこととでなかなか動揺しているというふうな記事があるわけですが、こういう記事は事実ですか。
○堀井説明員 そういうことはないと思います。
○森本委員 それでは、こういう内容は全然ないというふうに総裁はおっしゃられるわけですか。
○堀井説明員 ただいまお話しのように、局員の権限の争いである、あるいは局長のポストをどっちが取るか、また派閥の争いがあるかということについては、私は信じておりません。
○森本委員 まさか労働組合もそううそを書くとは思わぬですが、もし全然ないという事実無根のことを機関紙が書いておるといふことであれば、総裁の方から、全電通なら全電通の方に、うそを書いているからぬではないか、こういうことを書いてはいかぬじゃないか、こういうことで抗議でも申し込むような御方針がありますか。もしこれがうそであるとするれば、これは公社に対する侮辱であらうと思うのです。事実であればこれはやむを得ぬと思うのです。
○堀井説明員 公社の職員は十六万人おりますので、大勢の中にはそういううそを立てる人もおるうと思いたす。従ってその記事はうそから出たのだからと私は想像します。事実はない、こう申しておるわけでありませう。

従って一々そういうことに対してわれわれが神経をとがらして、取り消しを要求したり、あるいは文句を言ったりする必要もないじゃないかと思いたす。
○森本委員 そうすると、労働組合が少々妙なことを言ったり、あるいはまた労働組合が正當なことを言っても大して問題にならぬ、自分たちは自分の考え方でやって行つたらよい、そういうことで、こんなものは問題にならぬ、鐵袖一触というのですか。
○堀井説明員 毛頭そういう考えではありません。われわれは、労働組合に対しては非常な関心を持ち、また重要視しております。従って労働組合の人々が公社の大部分の人々でありますから、協力を得なければ仕事は円滑にいかぬというところを感じております。ただそういう新聞記事などには往々にしてうわさが上りますと書かれたりして、うそいふものであります。従ってその記事を書いた人も、多分うわさを真に受けて書かれたのであつて、従って私は自分の目から見ましてはそういう事実はない、こう申し上げておるわけでありませう。
○森本委員 そういふ正式の総裁の回答は回答として、私の聞いた範囲においても単なるうわさといふことでなしに、いろいろの意見もあるようでありませう。だから私としては、この問題についてにはさらに研究をいたします。後日目を改めて、この問題になつておる機構改革については御質問をいたしたいと思いたすので、その際にあらためて十分なる御回答を願ひたいと思いたす。それではこの問題については私は打ち切ります。

○松前委員長 井手以誠君。
○井手委員 公社のことについて若干お尋ねをいたしたいのであります。あるいはさきの委員会に質問があつたかもしれません。また去る電話料値上げの際にいろいろ論議がありましたことにつきまして、あらためてお尋ねしたいと思いたす。
その前にお伺ひしたいと思うのですが、総裁ではなくてほかの方でございまして、五カ年計画による建設資金は幾らであるか、また現在公社の資産は幾らであるか、その点をお尋ねいたします。
○堀井説明員 料金値上げの際に確定しました五カ年計画におきまして建設資金の総額は、二千七百七十二億といふことで概計いたしましたのでございまして、二十八年度におきましては大抵四百八十一億、二十九年度におきましては六百十億といふ予定でありまして、これが五百三十三億、三十三年度におきましては五百七十九億と五カ年計画建設の概算計としておりましたが、五百三十三億、こういう形になつておりまして、なお二十九年度の五百三十三億は、予算としては五百三十一億でございまして、約十一億の留保関係のものが加わりまして、決算的には大抵五百四十四億になるものと考へております。それから公社におきましては資産の再評価をいたしまして、現在の資産総額は四千七百億余りといふことになつております。
○井手委員 五カ年計画の建設総額が二千七百七十二億、四千七百億の現在の資対に對して建設資金がこれほど膨大な金額に上るのであります。当然これは企業資金と見なくてはならぬと思

うのであります。創業時代と考へなくてはならぬのであります。この点についてどのようにならぬかと考へておるかと。
○堀井説明員 ただいま仰せの通りでございまして、過去、電信におきましては八十年間、電話におきましては七十年間の経過をたどりまして、ただいま申し上げたような大抵五千億に近い資産といふことになつておりますが、特に電話に對しましては国民の要望といふものは非常に熾烈でございまして、昔から電話に對しましては権利金がつく、需要に對して供給が十分でないといふ電話の歴史を持っております。次第でございまして、現在におきましては相当の負担金があるいは社債等の引き受けを願ひておりますが、大抵年々、五カ年計画が始まりまして電話の加入数としましては、十八万から二十万程度を上つて参つておりますが、なお毎年三十万、四十万といふ需要がそのまゝ残る。結局当該年度の需要に對しましては三〇%以下しか充足できないといふことになつておりますので、まさに御説の通り、今後建設資金を相当投下いたしまして、ある程度常態になりまして自然増だけを解決していくといふような事態に立つておられます。非常に多くの整備拡充資金を要する、こういう時代になつておる次第であります。
○井手委員 ただいま御説明になりましたように、公社は創業時代にもひとしいものであると思つております。そこで総裁や大臣にもお尋ねいたしましたと思つたのですが、一般の経営では、建設資金はほかから仰いで、その利子やあるいは減価償却は経常的收入と見なければなりません。建設資金は、

その企業内の収入からまかなうべきものではないかと考へておるのであります。この点については、電話料値上げの際にも論議されたと思ひますが、今度の予算によりまして七十九億圓といふ膨大な金額を建設資金の方に回してゐる。これはおもしろくないやうに思つておるものであります。もちろん公社もさうにお考へてはありませうけれども、現実には七十九億圓といふ膨大な金額が建設資金に注がれておる。この点についての御所見を承わりたいと思ひます。これは総裁並びに大臣からお考へを承わりたいと思ひます。
○堀井説明員 一般の事業、たとえば民間の事業等におきましては、たゞいまお話しのように、事業の拡張をする場合においては、払込金を徴収することによつて拡充がされて参るのが原則であります。しかし電信電話事業は、多年官營で運営されておりましたので、当初は政府が公債を発行して拡張資金をまかなつた時代もあるものでありますけれども、国家の財政上多額の資金を政府から投資することができない事情にだんだんなつて参りまして、過去におきましては、加入者に負担金を出して間接的に建設した例が、かなり長かような多額な負担金を徴収するといふことは、比較的富める人のみに電話を普及することはできません。けれども、一般の人にはそれができないといふ状態にあるのであります。従つて現在建設資金といふものは、外部から募集するところの社債に重点は置いておりますけれども、それだけではと

うてい今日における世間の熾烈な要望に對して拡充ができませんので、やむを得ず収支の差額から拡充資金をまかなつておる次第であります。公社は一般の民間事業と違ひまして、過去における投資に對して配当をするわけではありません。また一般に税金が課税されません。そういうわけでありますから、事実におきましては税金というものは、純民間企業として経営されていく場合に比較いたしまして、かなり低廉な状態になつておるのであります。

でありますから、収支の差額によつて拡充をやるとは申しながら、それがために料金を非常に過當に課して、一般加入者に御迷惑をかけておるといふわけではないのであります。むしろわれわれとしましては事業を合理的に、経済的に経営することによつて、今後とも収支の差額をできるだけ出してい、こつてそれを拡充に持つていきたい、こつていふ考えであります。

○井手委員 加入者の負担金のことについては、もちろん私も意見を持つておりますが、今お尋ねしておりますことは、おつしやつておる差額金をもつて建設をする、収入の利益をもつて建設資金に回す、このことは是非でございます。

そこでお尋ねいたしますが、労働組合の方からは多くの要求があるにもかかわらず、なかなかその要求が認められない、それにもかかわらず建設資金に七十九億圓も回す余裕がほんとうにあるのかどうか、その点をお尋ねいたしたいと思つた。ほんとうにそれが余裕金であるか、利益金であるか、建設資金として回すだけの性格を持ったものであるかどうか、その点をお尋ね

いたします。

○堀井説明員 もちろん予算編成の際におきましては、われわれとしましては拡充の予算ばかりではなく、収支経常の予算も国会に提出しておるわけでありまして、その経常の予算におきましては、大別いたしまして給与総額といふ人件費とその他の物件費、あるいはいろいろの経費に分れておりまして、給与総額そのものにつきましては、他から給与総額に流用することはできないのであります。従つてわれわれが物品その他について節約いたしまして、その残額を給与総額の方へ持つていくことはできない。給与総額といふものは予算編成の際にあらかじめ政府の承認を得て、そして、それを国会に提出しておるのでありますから、給与総額の範囲内においてのみ従業員のすべての給与を支弁するといふ以外に、われわれは方法はないのであります。その範囲内においてやつておりますから、現在の収支の差額というものは、これは直ちに給与に關係を及ぼすものではない、こつていふことを申し上げます。

○井手委員 給与総額の点については私も大体承知をいたしております。それではかりに給与総額に別な考慮をいたしまして、それ以外には特に必要なる経費はなく、やはり七十九億圓は利益として建設資金に回すものであるかどうか、この点を念のためにお尋ねいたしておきます。給与問題は別にいたしまして、給与問題以外に内部で要する金についてはもう使つたものはない、七十九億圓はあけて建設資金に回せるものであるかどうか、その点を重ねてお尋ねいたします。

○堀井説明員 今のお話しの通りに七十九億といふものは、収支の差額として建設資金に回し得るものであります。

○井手委員 大臣にお尋ねいたしました。大臣も御承知のように起業時代にある公社の経営において、本年は七十九という莫大な金を一般勘定から建設勘定の方に回されておるのであります。給与総額についてはわれわれが考へておりますことはいろいろございしますが、大臣は給与総額はあれでよろしい、あれで押えて、残つた差額の七十九億圓は、建設資金に回して差しつかえないとお考えになつておるかどうか。また公社経営の公共事業の立場から、建設資金はあくまでも外部の資金、公債その他をもつて充てるべきである。先刻も申しましたように、建設時代においては一般の経費は利子と減価償却程度にとどめるべきである、建設資金は一般の経常の収入からは出すべきものでないという考えをお持ちになつておるかどうか、その点をお尋ねいたしたいと思つた。

○松田国務大臣 電話というものに対する要請が激しく、また公社としての仕事を始めてまだ間もないという時期において、この一般の熾烈な需要を満たすためには、その資金を主として外部に仰いでいくのでなければ、急速なる発展をして、一般国民の需要を満たすことは考へておられます。しかし今日のことろまでなかなか行き得ないという場合は、今申し上げるように多額な外部資金を獲得するということは困難なことであるので、公社としては今般裁からお答えになりましたような経営の方針でいくということもやむを得

ないと思つております。

○井手委員 いかにか電話の需要が多いといつたにしても、経常費から建設資金の方に無理して回す必要は私はないと考へます。やはり努力によつて外部の資金を導入していくことが正しい道だと思つております。

それでは大臣は、労働組合あたりから強く要求されておる待遇などの問題、給与総額について、現在で十分であるとお考えになつておるかどうか、その点をお尋ねいたします。

○松田国務大臣 給与の点につきましては、現在の給与は十分であると考へておるわけではございません。しかし現在の情勢下、企業体として、公社としてどこから考へられても十分であるといふだけのものを支給し得ない事情にあるのではないと思つた。

○井手委員 ただいまも申しましたように、いかに施設拡充の需要があるからといって、ただいま大臣が給与について十分でないとおつしやつたことは内部の要望を抑え、切り詰めて、公社の経営を現在のような行き方にしなければならぬかどうか。大臣としても努力をされようけれども、民間会社においては、株式の増資といたつたことで事業の拡張をやつて、拡大生産をはかられておる。まして公共事業でありますならば、一般の勘定から建設資金に回してまじなく思つたのではないといふものではないと思つた。公共事業でありますならば、政府がもっと力を入れるべきであつて、そのために内部の経費が圧縮されるということは邪道であると私は考へる。給与においては満足ではない

とおつしやいましたが、現在の給与総額で何とかやつていける、従業員に不満なく能率が上げられるという御確信がございしますか。

○松田国務大臣 満足なる給与といふのは、そもそもなかなかむずかしいことであつて、幾ばくが満足である、不満足であるか、その線は完全に引くことは非常にむずかしいことであると思つた。この電話の問題につきましては、こつていふ話を申し上げるのもどうかと思つたが、私は四十数年前ニューヨークで、ベル・システムに電話をかけて電話の架設を頼んだら、翌日電話ができて、五ドル払つたらそれでおしまいといふことをまざまざと覚えておる。日本に帰つてきてから四十年、この四十年の間日本の電話事業の遅々たる状況を見て、全く慨嘆にたえないと私は考へております。こつていふこととどうなるか、こつていふふうに考へておるわけなんです。しかも政府みずからこの仕事をやつておつた時代があつた。また国有民営論の盛んであつた時代があつた。今日は公社の形態をとつて、パブリック・コーポレーションとしてこの仕事をやつておる。こつていふ資金が乏しいながらも、相当国民の要請にこたへていけるのである、けれども、電話の熾烈な要請に對しては、幾年たてばこれを満たし得るかといふことは全く見当つかないような今日、状況において、いかにすればこれを十分に、国民の要請にこたへるだけのものに持つていけるかといふことを常に考へておるような次第でございます。現在の公社の状態においては、般裁からお答えされたような行き方でやるよりはか仕方がないのじゃないかと

思います。

○井手委員 ただいま大臣から豊富な御体験と高い識見を承わったのでありますが、もちろん日本の現状がおくれていることは、歴代政府の施策が悪かったこと、日本の経済が弱いこと、そういったことに原因があるかと思ひますが、しかしそれにしても、それほど強く大臣が電話の普及を痛感なさっておりまうならば、建設勘定は建設勘定で、出血までして一般会計から建設勘定に回さなければならぬというような、こそくならり方ではなくして、うんと公債を発行させるとか、あるいは政府からうんと出資させるとか、そういったところに向うことが、私はただいま大臣の申された言葉に沿う行き方ではないかと思ひます。

先刻も總裁がおっしゃったように、創業時代は企業費は公債でやるべきであるという建前はやはりくずしてはならぬと私は思ひます。民間の経営ですら、ただいま申しますように、増資によつて建設をやる。まして公共事業でありますならば、はつきりした線を持つて、職を賂してまで建設は建設、こゝういふことで電話の大拡張をやるべきではないかと思ひます。その決意をあらためて承わりたいと存じます。

○松田国務大臣 わが国の通信事業というものは、まづもって経済開発に先行していかねばならぬ、これが最も大事であり、ここに最重点を置いていきたいという考え方でおりますのであります。しかしながら、日本の国において、こうしたものはいずれも同じような状態に足踏みをしており、そこで多くの国民一般、また政治に關係しておる人々、大藏省の人々、みなそ

うところに最重点を置くということが一番必要であるというふうな、まづ持つていかなければならぬと思ひます。従つて私はこゝういふ方面に対しては用意をして、そゝういふ傾向に持つていつて、そゝうして外部資金を獲得する下地工作としてやつていきたい、かように今考へております。

○井手委員 あなたがそのように電話事業について御熱意があらまうならば、私の先刻申上げておりますような方法によつて、ただ積極的に大藏省の方にどうのこゝうのいうだけではななくて、ほんとうに解決するには、公債をうんと発行して、需要に見合うだけの設備をどんどんやつていくやう、先刻五下ルやつたら設備がすぐできたというやうなことを申されましたが、そゝういふやうなことができるように努力していただきたいと思ひます。

それで總裁にお尋ねしておきますが、先刻私が申しましたように、現在の経営収入をもつて建設資金に回すということが悪いならば、正しい経営の方向にあなたは努力される決意がございますか。この電信電話事業運営の責任者として、總裁はもつとはつきりした見解のもとに運営されること、正しい行き方ではないかと存じますので、決意を承わりたいと存じます。

○梶井説明員 電話事業も、公共事業として考へてみます場合には、もちろんたゞいまだお話しのとおり、建設資金はいわゆる投資でなければならぬ。従つてこれが政府事業である限りは、財産のふえていくだけは全部投資によつてやらなければならぬというふうな考へております。現在の社債にいたしましても、これは一時借り入れておるの

であります。期限がくれば返さなければならぬ、その返す金を一体どうするかというところが、われわれとしては常にかういふことであります。そゝういふわけでありますから、経済の原則からいへば、当然事業財産の拡充というものは、それだけが自己の投資によつてふえていくのでなければ、非常に不健全になつていく。償還するときは一体何の資金をもつて返すかというこゝとに達達してしまふのであります。でありますから、機会あるごとにわれわれはその原則に反することをたびたびお話をしておるのでありますけれども、現在の國家の財政状況は非常に困難な事情にあるのであります。決してわれわれが今やつておる方法が、経済の原則から見ても正しいとは考へておりません。しかし終戦後における経済の再建といふことが先決問題でありますために、一応わが国の現状をしのいで、将来においてなるべく経済の原則に従つた経営の方法に持つていきたいという考へを持つております。

○井手委員 私どもの見るところで、この不十分なものに對して、七十九億圓も建設勘定に回していくといふことは、私はおもしろくない、不当であると思ひます。また今總裁もいろいろ御所見をお述べになりまして、たゞ、経済の原則、公共事業の見地に立つて運営をされますように希望しておく次第であります。

そこで總裁以外でもけつこうですが、今度の予算の中に定期昇給はどのように組まれておりますか。昨年はどのくらゐであつて、ことしの予算はど

うなつておるか、将来の見通しはどうか。その点もあわせてお尋ねをいたします。

○梶井説明員 昇給の問題についてお尋ねと存じますが、これは給与總額の中に、あるいは基準賃金その他超過勤務手当、いろいろな中にこゝういふ原資というものがある中に入つておるわけでありまして、大体公務員あるいは他の公社と同様に、前年は五・五％見込まれたと思ひますが、本年は四・五％という形になつております。ただこれの基準の取り方でございまして、若干計算の仕方はありますが、一般的に算の給与体系を出す場合におきまする基準といふものはそゝういふもので、公務員その他各種の職員と同じやうになつてゐる次第であります。

○井手委員 昨年は五・五％で本年は四・五％、實際問題として定期昇給に支障はないとおっしゃいますか。

○梶井説明員 昨年度におきまして、私ども公社として給与体系を少し変へまして、職種別に新たな給与体系を作りまして、それによりましても大体今回の予算の成立で、給与總額内におきまして、所定の昇給ができる、こゝういふ見込みになつております。

○井手委員 私どもの調査したところと今の御答弁とはいささか違ふやうであります。これは私の方でもなお調査の上であつたためにお尋ねいたしますと存じます。

それからいつも委員会でお尋ねすることですが、手当が公社は一般の公務員よりも少く組んであるやうであります。實際ことしはどういうふうにお見込みであるのか。現在の予算に計

上した金額、あるいは實際どういふうな手当をやらうと考へておられるのか。ほんとうを申しますならば、当初予算に公務員と同じやうな額を計上すべきではないかと思ひますので、そゝういふ意味からお尋ねをいたします。

○梶井説明員 予算に明らかなやうに、公務員と公社あるいは五現業と申しまうすか、そこに差がありまして、公務員は年間二カ月ということになつておりますが、公社員は一・七五カ月、こゝういふことになつております。これの差につきましては、私どもも在來監督官庁、政府機關に對しまして、公務員と同じやうな額を予算に計上されることを希望したのであります。現在においてはなお解決を見ておりません。三十年代予算におきましては、そゝういふ

○二五カ月の差になつておりますので、特別給与としましては一・七五を夏季並びに年末に出すということになつておるわけでありまして。ただ公社におきましては若干の業績賞与と申していいと思ひますが、予算総則に、相当収入があつた場合にはこれは特別給与に回せるというやうな、いわゆる業績賞与、給与に対する弾力条項と申しますか、そゝういふものがござい

ので、成績がいい場合におきましては、一・七五に限定されないので、あるいは二カ月、あるいは二カ月以上出すことも可能であるやうに、予算総則は定められておるわけでありまして。そこで公務員と同様に二カ月というこゝとにした場合、公社はこの弾力条項を踏んでかゝいような反問もあつたわけでありまして、私どもとしましては、できるだけ成績を上げて収入の増加があり

来は、こういうふうな外圍のひも付の
技術——何もひもつぎと言っても、政
治的にひもがつくわけではありませ
んが、技術的にひもがつく。そういう技

術がある会社、A会社を通じて入る、B会社を通じて入る、C会社も同じ目的をもつて入ってくる。それが規格化されてきますと、日本の通信機械というものは外国のシステムによって、それぞれ場所によって違ったシステムが据え付けられることになり、日本の国産と称して、その仕様書その他を取って生産されたものが、至るところに花園のごとく色とりどりに施設せられることになる。そうすると、たとえば故障になつたから部分品を取りかえるというようなことにしまして、たくさん部分品がそれぞれ要る。アメリカのシステムの部分品も要れば、ドイツの部分品も要る、フランスのものも英国のものも要るといふ格好になりますと、これはほんとに複雑多岐な状態になる。保守から見ても、建設の立場から見ましても、要らないお金がここに非常にかかってくる。非常に無駄な話であります。こういうことを私は今憂えております。外国の技術のよいのをつつと買ってきて、適当に品質検査のようにして比べてみるというなら——一応品質検査としてならいいのであります。それがだんだん会社によつて輸入されまると、その会社のシステムとなつて、結局それが統一されたる規格として施設されない。すなわち日本全体が一つのシステムとして統一されない。これを完全に統一するのはなかなか困難であります。ほんとに不可能に近い。こういう状態をますます深刻にしていくおそれがあると思ふのであります。こういう意味からいたしまして、外国の技術輸入の根本方針、またそれを国産化される根本方針、よいものを入れて、それを日本で

作つて、なるべく国産でもつてやつていく。特許その他のものは多少外国のものを使つたにいたしまして、Aの会社、Bの会社、Cの会社それぞれが外国の技術をひもつきで入れると、色とりどりの姿になる。これではいかぬ。どうしても国産化しなければならぬ。そうしてできるだけ一種類によつて日本全体を施設する。多少短所があつても、その方が経済的であると思ふのであります。これは質問も意見もほかの方のために時間の節約上一緒に申し上げまして、これらに対する電電公社の御見解を承りたいと思ひます。

○堀井説明員 仰せの通り私も、終戦後、わが国の技術のおくれておるのを取り返すために、技術の導入ということを考えました。しかしその技術の導入は必ずしも一國に限らぬで、世界各國のうちでよいものは導入していくという考えであります。その現われの一つといたしまして、一部外国製の機械を買いました。しかしそれは永久にその外国の機械を継続して買つていく意味では毛頭ありません。これらを参考にいたしまして、今松前委員の御意見の通りに、日本の国産の統一した機器を作つていくという考えであります。これがためには、予算に技術の導入ばかりでなく、われわれはその使つておるところの材料そのものであります。ですから現在におきましては、構成する材料をも国産化の方向に進めていくのであります。その材料が国産化されたならば、日本に最も適切だと考えられる統一した一つの方式によつて、将来の拡充をやつ

ていくという考えでありして、御意見と全く同感であります。

○松前委員 まことに残念なことに、ただいまの總裁のお言葉と現実とは違つていふと思ひます。これはまたいづれ具体的にお話を申し上げたいと思ふのであります。どうも何だか外国のよいものをと、どうも何だか外国のばかりへ行つてしまつて、ほとんどみづからを忘れる傾向が多分にあるということを私も非常に憂えております。總裁の御意見を承ると、私も、どうも浸透力が割合に少いような感じがいたしますので、これをわざわざここで御質問申し上げたのであります。ついででありますからもう一つ御質問いたしますが、それは放送関係であります。日本の放送機械というものは、テレビにしても何にいたしまして、ほとんど全部をアメリカに仰いでおる。日本のものも多少は使つておるやうではあります。そういうものに対して、ほとんど国産品を使うとかんがへて、ほとんど国産品を使うとかんがへて、今まではよろしいのだというやうなことで、今日まで許可をしてきたに参らぬ現状をわれわれは否定するわけにはいかないのではありません。一体郵政省にはこういう日本の工業を育成したいというやうな意図があらうかどうかと。今までの実績では、ないので。けれども、今までの実績において、ないといふにしても、何らかまだ多少それを配慮しておやりになつたかもしれません。これらに対して何かお考えがあるならば、今までの状態に対して、御答弁になると同時に、今後の問題について伺いたいと思ひます。

○長谷政府委員 ただいま放送技術の国産化と申しましたか、あるいは外国の技術なり生産品との関係につきましても、私は、私も日本でもできるものは必ずできるだけ日本の製品を使つていく、こういう考え方で従来とおつたわけでありませう。特に最近におきまして、あるところのテレビジョンの放送、あるいは受信関係の技術におきましては、戦前から、御承知のように国内におきましていろいろ研究をいたしておりましたけれども、遺憾ながら戦前及び戦中から戦後にかけては、非常におくれておりました。その関係のものは、とりあえず外国品によらざるを得ない形でありました。しかるに最近におきましては、国内におきまうになつたので、前に外国品によらざるを得ない場合も、どうも部品がよらざるを得ないかというやうな点は、免許に関する技術上の基準というやうなことは別にそれと並行いたしまして、通産省等とも連絡をいたしまして、できるだけ国産品をもつて間に合うものは間に合ふやうにやつてきたわけでありませう。御指摘のやうに最近までの間に、相当外国品が入つておることも、私も否定するわけにはいかない状態でありませう。しかし私どもの考え方としては、最も、最初に申し上げましたやうに、できるだけ早く諸外国の技術水準まで持つてきまして、日本の手でできるようにいたしましたものは、順次日本の製品を使つていく、こういうふうな次第上勧誘し、指導という言葉を使いますと語弊があるかもしれませんが、そういう気

持でいたしておるわけでございます。幸い最近に至りましては、多少問題がないわけでもございませうが、テレビジョンの關係の機械施設も送信関係も、国産品をもつて間に合うようになりましたので、関係者には国産品によるやうにということも、いろいろな観点から勧誘し、お話ししておる次第でございます。将来ともそういう線に向ひまして一そう努力をしたい、こういうふうな思ふのであります。

○松前委員 過去のことを言つてもどうにもなりません。もうすでに放送の機械類は、ほとんど全部据え付けられたのは据え付けてしまつたあとで、これは先づはあまりありません。あとは外国から部分品を買つただけであります。こういうことで、問題はやはり一番最初が大事なところで、指導育成ということば言葉は悪いとおつたが、私はやはりこれはやらなくちゃならぬと思ふ。日本の業者というものは、日本だけの市場で、外国の技術でお互いに争つて、どんな外貨も通信に限らぬ。日本の工業政策が全然ゼロであるというところに基因しております。私は何も電波監理局だけの責任であると思ひませぬ。通産省のやつておることがなつておらぬと思ひます。なつておらぬところではない。まるで亡國的なやり方をしておると思ひます。これは電氣関係において非常に著しい。こういう状況でありますから、何もあなたの方だけの責任だとは思ひませぬけれども、まあ早い話がテレビの塔がその辺に三本立つておるといふのは、外国から来た人は、これはみ

んな笑いますよ。あれは一本でけっこのなんであって、とにかくそれはどお互いに外国とつながって、何とか自分だけでもうけよう、しかも日本だけの市場でもうけようという形をとってきているのが、現状であると思うのです。これに対して今後——大臣は非常に電波行政その他に力を入れておられるようでありますが、今後の行政の運営上、どういふ国産奨励、あるいはまた国産化という一つの具体的日本産業に影響するような問題に対して、国務大臣としてのお考えを承わりたい。

○松田国務大臣 通産大臣でありませんが、私は技術のことには何にもわからないながら、しばしば外国に行った関係もあり、またたまたま名人職工などの苦心談も承知いたしておる点もありまして、何とかして日本の国として、科学技術の一大飛躍を見るに至らなければ、今日の日本の苦境を切り抜けていくことはできないのみならず、遠い将来を考えても日本国民の発展はあり得ない、かように考えているような次第でありまして、お説に対しては、遂一同感の意を表しつつ伺っておったような次第であります。さてそれでは、どういふ方面に努力をいたすかといえ、あらゆる工業面のみならず、一般生活面におきましても、ことごとく国産品を先にしてやらなければならぬといふことを、まずとりあえず自分の郵政省関係でも、今しがたその話をやってきたような次第でありまして、どういふ方針という的確な考えもございせんけれども、大体心がまえとしては、お話のような考え方で国産の奨励に当たっていかなければならぬと考えております。

○松前委員長 非常に力強いお話を承わりましたが、どうか一つそのつもりでお願いいたします。

次は電電公社であります。電氣通信研究所と公社の方との連絡は、最近どうも悪いのではないかと思います。具体的に電氣通信研究所に行つて、一部署々々々見てこのことを申し上げておるのでありますが、どうも公社の技術の方々は、外国の方ばかり向いていらつしやうて、内の方を知らないのではないかという感じが非常に強いいたしております。この問題はどこにあるかといふと、たとえば昔は電氣試験所というところが納入品の検査をやつておりました。今その検査関係はどこにありまつか。資材局が何かにありますか。戦後においては、通信研究所は、仕様書を作るといふことであります。これは今施設局の方か、あるいは技師長室かにいっているようでありまつか。こういうわけでありまして、通信研究所は、とにかく研究すればよいのだといふことで研究はしておるようでありまつか、どうも大きな目的に集約されて、総合的な協力態勢が少い。これが今度の機構改革の一つとして、總裁の御抱負の實現になるのではないかとおもうのであります。そういうただ単にしりつたをひつぱたいで、どんな一つの方向に集団的に走らせるといふようなことだけで、技術が果して伸びるかどうかといふことを、私は最近多少疑つておるのであります。何となれば、みずから走りたいという意思になつて、ゴールに到着するのだという気持ちにさせなければならぬ。こういう意味におきましては、もう少し公社との間の密接なつながりと、同一の

目標に向つての認識と自覚と努力がなければならぬのではないか。そういうふうな機構のあり方と同時に、人々のつながりがここになければならぬのではないか。このことを私は非常に強くこの間も通研に行つて感じて歸つて参つたのであります。でありますから、何も通研のやることより、何でも外国の方がいいのだ、何でもかんでも外国の方に向いていこうとする。通行の一部屋々々々をのぞかないで、外国に行つては一部屋々々々のぞいてくる。こういう傾向が昔から日本にある。私どももかつてそういう時代があった。そういうことではとても国産なんというものが生まれようはずがない。通研にこの間行つてみますと、非常にりっぱな研究をやつておる人がおる。電子管の研究なんか見ますと、われわれがかつて技術がこういふふうに進んでいくだろう、しかし今のところでは、とても困難だと思ふところを征服しようとしておるところがある。ところがそれが事業体の方では何かやつておるそうだが、いふところでは、そこへ見に行つた人があまりいないらしい。こういうふうなことは、私は、せつかくあそこ大きな研究所があつて、優秀な人がたくさんおられて、なかなか一人々々はやつておるけれども、それが総合されて実用化されない。そして国産化されて、日本独自の工業になつていかなければならぬ。工業に非常な持つのであります。おそれらく今度は一つやういふことという御抱負が、今度の機構改革の中に盛りれておるだろうと私は想像いたしておりますが、その間の問題につきまして、総合的に一つお話を願ひたいと思ひます。

○堀井説明員 現在の通信研究所は、実用化を主眼として研究を進めております。これはかつての電氣試験所時代とは一歩前進いたしました。事業に直接影響がある研究に重点を置いておるということなんでしょう。しかしこれは私ども自身がそういう経験を持つておるから申すのでありますが、どうも日本人の悪い癖として、他との協力といふことがなかなかできない。ことに学者といふ人々は、自分が非常に学力があつたりするものですから、自己の研究のみ見て、他との協力といふことが非常に困難な弊害があるのであります。それが結局研究の推進をおくらすゆゑんであります。世界各國の研究を見ましても、必ずその上にこれを指導する人がいまして、そして各研究室を動員して、その研究を総合していくといふ方法をとつておるわけでありまつか。従つてこの研究を指導する人、それから実際にその研究成果を実行に移すことが、常に連絡をとつてお互いのチーム・ワークをうまくやつていくといふことが必要なんでありまして、そういう意味におきまして、今後通信研究所の機構を改革して、そして実行する方と、研究の方とを、完全に提携してやるようにしたいといふことを願ひておるわけでありまつか。今のお話しの通りに、今日までにおきましては、やや研究と実行の面との間に、連絡がないといふような御批判を受けられておるわけでありまして、これは私どもも同様に感ずるのでありますから、今後御注意に従つて、ますます日本の研究をできるだけエキサイトしていく、国産を一層発達せしめるようにしたいと思ひます。

○松前委員長 最後にお尋ねいたしました。それは電信関係において非常に機械化が行われております。電信の機械化は、これは今までのような、いわゆるハンド・ワークだけでやつておつたのではないかといふことは当然のことではあります。機械化すれば非常に経済的に能率がよくなる、これも当然のことであり、経営の立場からすれば、これは当然やらなければならぬものであると私も考えております。ところが方々歩いてみますと、電信機械化が非常に急速に行われましたために、従来の従業員の方々が非常に不安の念を持つておる傾向が見えます。現実にその定員その他が半分近く減つてしまふといふようなことになりまつか。あるいは配置の転換だとか、あるいは新しい技術をまた覚えなくてはならぬ。もう大分年を取つてからはかの技術を覚える、自動交換の技術を覚えるといふことは、技術といふものは、かのものであります。大分年を取つてくるものでも入るでありますが、なかなかそう簡単に機械的に人間の転換は割合に楽である、こういう多少の混乱が起つておることを見受けるのであります。この問題につきましても、いろいろ御意見もかねがね承わつてはおりますけれども、公社全体としての認識において、まあ首切りは行われないうで配置転換は行われたいと思ひまつか、従業員の生活に相当な不安を引き起すといふ傾向をもちましておることは現実であります。労働組合の人たち

に何ってみると、それらの問題に対して反対ではない。むしろ協力的態度をとっておられるけれども、あまりにも急速に、あまりにもやぶから棒に、しかもあまりにも職場が大きな変化を来したところにおいて、私どもほんとうに現実の社会において同情し、そして何とか、もう少し考慮を払う余地があるのではないかとこのことを感じている次第でございます。これに對しては、總裁個人の御意見を私は承わって知っておりますが、公的の場所でありますから、ここに一応公社全体としての御意見を承わりたいと思ひます。

○堀井説明員 電信の中継を機械化するということは、理論的には確かに経済的でありまして、従って電信事業の現在の赤字を少しでも少くするため、中継を自動機械化するという方針をとつたのであります。しかしその反面において、今仰せになられたように急速にやりますと、そこに配置転換をしなればならぬ。しかも従来全然経験のないところのふなな作業に配置するということになりまして、その人たちがやはり一人前の仕事をしないということでありまして、でありますから、その人たちが十分なれるまでの間というのは、技術面においては、やはり不経済になつておるといふ結果を招く。

かような計画を遂行する上においては、よほど先から計画的に、どういふふうに配置転換をするか、またそのためにはあらかじめどういふような再訓練をするかといふことを十分計画を立てまして、それを準備して後に自動機械化をさせないと、単なる理論倒れになりまして、実行上におきましては不安をもたらしたり、あるいは混乱を來た

したり、いろいろな弊害を生ずるおそれがあるのであります。そういう意味におきまして、われわれは今後そういう電信の自動交換につきましても、十分長期にわたる計画を立てて、そしてそれに對してあらゆる角度から検討しまして、その準備をして後やってみようという考えを持っております。このことを公社内部におきまして、將來その計画を統一してやっていくという場合に、それを実行に移すという考えであります。

○松前委員長 きようは技術関係の人がだれもお見えにならないので残念であります。この点は今起つてくる当面の問題でありまして、どうか一つ御注意願ひたいと思ひます。

最後に、電氣公社の事業の性格と申しますか、従業員等の問題について伺いたいと思ひます。このように相當な高度な技術によつて行われておりますサービスでありまして、おそろしくこれは高度化したしまして、おそろしくこれは人類の社会における最も先端をいく、また最も急速なる進歩を求めて、もう十年もすればある機械のごときは古くなつて使えないというような進歩を今來たしつゝあります。このようた機械その他を中心として經營されておる電氣公社であります。従つてその従業員なるものは、技術者たることと勤務たることを問はず、いずれの場合におきましても、その高度な技術を理解しなければならぬ。技術者は専門的にこれを理解し、また事務関係からはこれを常識的に把握しなければならぬといふのであります。なかなかこれは普通の者では困難な情勢になつて参りました。放送協会の従業員は割合

に教育と申しますか、知性を高く持たなければならぬといふような意味から、特別な給与を要求いたし、なかなかそれは達成せられておりませんけれども、單なるベースとしてこれを千編一律に考えることはできない、こういふふうに私も考えておるものであります。電氣公社も、いろいろの仕事にもよりまして、ベースに關する考え方と推して、ベースに關する考え方といふものが多少変わつてもいいのではないかとこのことを考えられるのであります。あるいは給与の体系そのものに對して、何も一般的な仕事をするのに、その人たちのベースのみを電氣公社が引き上げるというようにすることはどうかと思ひます。けれども、とにかくこのような特殊性に對しまして、給与の全体の体系を申しますか、その構造について、私は多少特殊性を持たすべきだと思ひます。これらに對しましてどういふ考えをお持ちであるかを伺いたいと思ひます。

○堀井説明員 全く御指摘の通りでございます。私ども公社になりまして、今後の經營を考へていきます場合に、人員の構成と申しますか、どういふ職にどういふ人を充てていくべきかといふことを、目下將來の目標を描きまして検討しておるところであります。その基本的な考え方といたしましては、たゞいまおっしゃつた通りでございます。いま、全体的にレベルを上げていくといふ考えに立つておられるわけでございます。しかしながら現在おられる人たちのことも、十分考へていかなければならぬといふ一つの過渡的な時期にありまして、一方におきましては學園制度を相当充実しまして、さらに今後数年間

相當基礎的な訓練まで加へまして、充實していきなさい。さらに今お話しした技術者におきましては技術の向上を期するといふ意味合いにおきましては、技術訓練といふものを非常に重視いたしてあります。さらにおっしゃつた事務屋系統の者に対して、十分な理解、あるいはこれを理解できるような能力がなければいかぬといふ意味合いにおきまして、事務屋にもたゞ申し上つた程度の技術の知識を与えるということに重点を置いておられるわけでございますが、さてこれに對してベースあるいは給与の問題といふことに對しましては、昨年給与体系を変へまして、いろいろな戦線に應じた給与体系を立てたわけでございます。これは實質的に申しますれば、在來の給与に對しまして單に画一的な平均的なものではなく、職種に應じた、あるいはその勤務に應じた給与体系を立てたというものが、根本的な考へになつております。しかしながらこれは現在までのいろいろな経過あるいは沿革といふものがありまして、なかなか困難な作業であります。また制度自体につきましても、過度的には相當の妥協と言つては語弊がありまして、そこに調和をとらなければならぬといふことで、必ずしも現在理想態勢になつておるとは申しかねますが、基本的考へとしましては、今おっしゃつたような考へに立つて、給与体系を一応立てたのであります。私どもその結果につきましても現在にお考へておる点がありますが、これはさらに完全なものにしていきなさい。従いまでなく、これを實施していかなければならぬといふふうに考へております。

な最近特に問題にいたしておりますのは、研究職に對する特別の給与体系を作る必要がある。その他高級な技術に對して作るべきであるかどうか、これは今のところ必ずしも積極的な意見は出ていないのであります。なおこれは相當研究を要する問題であります。が、とりあへず研究職に對する特別給与体系といふものは近く實施いたしたいと考へて、大體の成案を得ておるやうな次第であります。

○松前委員長 大體伺ひました。先ほど來申し上げております國產の問題は、今日日本の經濟にとつて非常に重要である。これに對して研究を母體として、新しい日本の技術の芽をえを作るというのは當然のことでありまして、その一番大きな研究所は電氣通信研究所であります。通信に關する限りはなかなか困難なことはありますけれども、もう外國品は二、三年後には買わないといふやうなところまでの、具体的な御計画また御抱負を近き將來において一つ伺ひたいと思ひます。

また機械化がだんだん行われ、個人當りのプロダクション、すなわちパー・ヘッド・プロダクションといふものが、非常に大きくなりつつある現状であります。このようにいたしまして、かつては百名の従業員でこなしておつたものが、今度は十名くらいでよろしい、それだけまた頭腦的な荷重がかかつてくる、またそれだけいろいろな意味におきまして肉体的にも荷が重くなる。こういうことでございまして、肉体的にも頭腦的にもたゞいま副總裁が言われたやうな、新しい特異な給与体系といふものは生まれて差しかえないのではないかと、このことを私は強

く感じておる次第であります。

これは郵政大臣でありますが、郵政事業におきましては、昨年来盛んに六千六百名も首切りを宣告され、増員と差し引いても二千八百名ですか、減員になった、ことはまた八千名の要求をやっても二千八百名しか増員はない、こういうふうで、だんだんこの人口の多い日本に就職は困難になるし、しかもまた個人に対する荷重は重くなる、こういうことであります。いろいろな意味において、この労働運動の現状から見ても、わずか〇・二五ぐらいの要求、また年度末において〇・二五くらいでございしますが、こういうことでつまらないトラブルを起して、社会を混乱に導かせるということは、私は政治としては妥当な行き方ではないと思うのであります。この点につきましても時に郵政省並びに電電公社当局の御配慮を願いたい。しかも急速なる御配慮を願いたい。いうことをお願いする次第であります。きょうはこれで私の質問は終わります。

〔井手委員長代理退席、委員長着席〕

○森本委員 先ほどの電信の自動交換の点でちょっと気になる点がありますので、関連質問をいたしたいと思います。それを具体的に実行する場合に、当然従業員の代表の方と話し合いをして、協定をしてそういうことを実行に移す、こういうことになるわけですね。

○親説明員 どの局を自動中継化するかというところは、組合の方と協定してやるというようなことはございませう。しかしながら、要するに職員の待遇、身分等に関係あることにつきま

ては協定をいたしまして、その配置転換をどうするか、あるいは再訓練というような問題、あるいは他の部署につくというような問題等、いろいろの労働条件に関することにつきましまして、事前に協定を作つてやっております。

○森本委員 端的なお答えでいいのですが、そういうふうな配置転換とか職場が変わるという場合には、従業員の方の代表と協定を結んでやる。そういう協定ができればそういうことはやらない、こういうことになるだろうと考えるのですが、どうですか。

○親説明員 在来そういう形で協定を結びまして、自動中継機械化によるこの職員の処分につきましては、円満にいつているものと私は考えております。

○森本委員 円満にいくと思うとか思わぬとかいうことでなしに、そういうように配置転換なりをやる場合には、従業員の代表と協定を結んでやる、こういうことになるかどうかということをお聞きしておるわけですね。簡単なお答えでいいのです。

○親説明員 中継機械化に伴うところのそういう職員の労働条件に関することにつきましては、すでに基本的な協定もありませんし、個々の場合につきましてもそれを確認いたしまして実施いたしております。

○森本委員 そのときに、そういう配置転換についての協定を結んでやる、こういうことになるわけですね。

○親説明員 協定に基いて配置転換等を実施しております。

○森本委員 関連質問ですから簡単にやりますが、そういう場合に、従来やもすると機械的に、たとえばオペレーター

の者を保守の技術系統に回すとか、そういうようなことが機械的にやられる場合も往々にしてあつたようですが、たとえばオペレーターの場合でも、これが事務系統に回るといふ場合には、比較的よいだろうと思う。ところが四十過ぎたオペレーターなんか、今さら保守系統に回つて、技術訓練を二年なり三年なり受けなければならぬ、こういうことではなかなか困難でありますし、また仕事の能率も全然上らないと考えるわけですが、そういう面については具体的に十分にその当事者と話し合いをする、そういう格好で、大体希望に沿えるという形でやつてもらいたいと思うのですが、それについてはどうですか。

○山本説明員 ただいま副総裁からお答え申し上げましたように、各自動中継機械化によりまして、職員の身分あるいは給与、労働条件等に異動を生じます場合には、事前に話し合いをいたしてやつております。ただいまお話しのごさいますように、かりに職種の転換というやうな問題を生ぜざるを得ない。その場合に希望しないのに職種の転換を行うかというやうな疑問がたつたところのことはございしますが、そういうやうなことはございせんので、大体今までやりまして中継機械化に基きますところの職種の転換というものは、その範囲も大きくございせん。人数も限られた人数でございせんし、大部分と申しますか、ほとんど全部が希望された方をそれに充てております。

○森本委員 私も非常に心配なのでさらに重ねて聞いておきたいのですが、そうすると将来においても、大体それぞれの配置転換をせられる者の希望は

十分聞いて、その希望の方向に従つてやつていく、こういうことになるのですね。たとえばオペレーターをやつておつて四十過ぎた者で、今さら施設関係にかかわるといふことは絶対にいやである。自分の生活能力からしてもむずかしい、そういうやうな者を無理に保守系統の技術系統の方に回す、そういうことはしないわけですね。

○山本説明員 在来はそういうことはございせん。またそういうった職種転換を行うやうな計画は現在のところございせん。

○森本委員 それでは将来もそういう方向に向いてやるということはない、こういうことは言えるわけですね。

○山本説明員 この問題は先ほどからの全体的な問題としても問題があるわけでありましかれども、かりに電電公社の自動中継機械化に伴いますところの職種の転換を考えます場合には、それが相当広範囲に行われるかどうかというところは、先ほど委員長の話にございしました点もございしますので、そう急に何千名も電話の保守管理に切りかえなければいけないという事態は、おそらく起らないのではないかと私は思います。

○森本委員 私が聞いておるのは、そういうやうにならないのじゃないかと申すとか、そういうことでなしに、具体的に、オペレーターをやつておつて四十を過ぎたやうな者を、技術系統の保守系統の方に回す、本人は今さらそういうことでは非常に困難であるからという申し出があつても、これは計画だから、お前は保守系統の方に行つて、もう一回一年ぐらい訓練をしてやれ、そういうやうなことはやらないですね

ということを聞いておるわけですね。やらないというお答えであれば私はそれでいいわけですね。

○親説明員 今具体的に四十過ぎたというやうなお話がございましたが、私の方針といたしましては、配置転換はなるべく若い人に行つていただく。十五年、二十年、三十年と電信のオペレーターに従事していたやうな人はそこに残しておいて、その仕事をあくまで継続していただく、こういうやうな観念でありまして、ただいま職員局長からお話しましたやうに、私どもはそういう、将来永久に百年も二百年もということでもないと思ひますが、今の見通しとしましては、技術の方へ転換するのに非常は無理な訓練をしてやるというのではございせん。そういうことは申し上げて差しつかえないと思ひます。

○松前委員長 井手以誠君。

○井手委員 簡易保険積立金運用については後日あらためてお尋ねいたしますが、きょうは一点だけ大臣にお尋ねをいたします。民主、自由両党の予算修正によつて、財政計画が変つたことは御存じの通りであります。積立金運用に二十億を予定されておりました金融債は地方債に変えられたわけでありまして、当然郵政省の計画は變つたわけでありまして。昨日、本会議における鳩山首相の答弁にもありましたこと、財政投資計画が變つて参りますれば、金融債に運用を拡大する必要はなくなつて参つたわけでありまして、もちろん何人といへども将来のことを考へて法律の改正を行うものはないのでありまして、目の前に必要を生ずれば

こそ、改正ということが生じて参ると思うのであります。従つて政府としては、民自両党の予算の共同修正によつて、これに関連する運用に関する法律案の改正については、当然修正になるべきものだと思ふのであります。内務大臣として修正の用意がおりになるかどうか、その点をお尋ねいたします。

○松田国務大臣 郵政省提出の法律案であります簡保並びに年金積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案については、別に修正の用意は考えておりません。

○井手委員 必要があればこそ改正案も提出してある。また金融債二十億を予定すればこそ、改正法律案を提出してあると私は考えております。運用する必要があるれば、何も金融債引き受の箇所を拡大する必要はないのであります。漏れ承ねるところによりますと、かりに規定があつても当分運用しないということも言われておると聞いておる。当分運用しないものであるならば、また財政投資計画が變つて参りました。金融債を引き受けないということになりますならば、改正する必要はないのであります。必要が生じたときにあらためて改正していいと思ふ。そういう意味では私は修正の御用意があるかと伺つた。ただ用意がないということでは工合が悪いのでして、どういうわけで修正の必要がないとお考えになりますか。

○松田国務大臣 なるほどおっしゃる通りに、あるいは今直ちにその必要は認められないかもしれませんが、今これを御協賛願つておきますれば、毎年引き続き増加しつつある今後の簡保並

びに年金の運用の事業を進めていく上において便宜であるのみならず、この仕事をよりよく進めていけるのではないかと、かように考えておる次第でありまして、御協賛をお願いしたいと存ずるのであります。

○井手委員 なお私聞くところでは、理由が薄いようであります。金をこの方面に動かすためには法律案の改正の必要がある。その動かすことを反対の方に向けて、従来同様の法律で運用できなくなつてくる。法律は先刻来申しますように当面必要であるから改正するのであります。将来いつ実施するかわからないものを改正する必要はないのであります。私はもし共同修正によつて事態が變つて参りましたならば、いさぎよく原案の修正をなさるのが、当局として正しい行き方ではないかと思ふのであります。重ねてお尋ねいたします。

○松田国務大臣 郵政省で地方から集めております貯金にいたしましてはも保險にいたしまして、これらの金を最も有効適切に、またその法律本来の趣旨にのつとて運用していかなければならぬ。そのうち郵便貯金の方の金は全部大蔵省の方でいろいろ運用され、各種の産業投資に振り向けられておる次第であります。郵政省でも保險の金だけは郵政省自体において運用できる建前になっておるのでございますから、これを、同じような性質の金でありますので、ワタを広げていただいて、そして大蔵省を通じてやつておると同じような形になります。その範圍を少し拡大してもらいたい、こういう趣旨なのでございますから、御協賛

をお願いしたいのでございます。お説のように今必要がないかといつたら、全くその通りでございますけれども、今後のことを考えまして御協賛を仰いでおるような次第であります。

○井手委員 大臣に修正の決意がなければ、これはいたし方ございません。私の方は私の方でよく考えなくてはならぬのであります。国の資金運用計画に二つある必要はないのであります。で、そこに二つあるのは、やはりそれぞれ性格に違つておる持ち味があるからであります。またそういう意味で分離もされておるはずであります。私は民自両派の修正があれば、当然修正さるべきものと信じております。大臣にその意思がなければいたし方ありません。この法律案についてはあらためて後日お尋ねいたしますことにいたしました。今日はこれで打ち切ります。

○松前委員長 私から大臣に一言今のことに関連してお伺ひいたします。先ほど私の質問に対して答へられた中に、二十億の金融債の引き受けをやめて地方債にこれを振り当てた、こういうお話があつた。同時にまた電電公社の社債の消化に對しては、われわれは万一の場合には、こういうこともやつたのであるから、何とかしなければならぬと考へておる、大いに努力するつもりだ、こういうお話であつた。私は聞いたのですが、そうであるならば、ただいまの金融債を地方債に振り向けたということ、電電公社の社債の消化等に対して何らかの関連性を持たして御答へになったのか、もし関連性があるとするならば、どういふうな具体性があるか、伺ひたいと思ひます。

○松田国務大臣 この簡保資金の性質、地方から吸ひ上げてこれを地方へ還元する、こういう趣旨を中心として運用されていふと思ひますので、そういたしますれば、地方公共団体と限らなくとも、真実に法律の精神に適合しておる以上は、地方還元趣旨に沿つて運用できるのではないかと、運用すべきではないか、かような考へを持っておるわけであります。

○松前委員長 どうも御答へが違つております。私の質問の趣旨は、先ほどあなたが話になりました中で、二十億の金融債を引き受けようとしておつたものを、地方債に回したというやうなこともしたものであるから、そこで電電公社の社債が不消化に終るやうなことがあるとすれば、われわれとしては簡保の積立金の運用によつてこれを解決し得る道もある、そのように努力もしたい、努力して何とか一つ社債の消化をはかりたい、こういうやうな意味だと私は承つたのであります。であるならば、この金融債を引き受けるところの二十億のお金と、あるいは金融債を引き受けるといふあの法律の条文と、ただいまの電電公社の社債の消化不良といふものを治療するといふ意味において、何らかの關係があるやうに私は承つたやうな気がするのであります。非常に希望的に承つたやうな気がするのでありますが、この点に對してどういふ考へをお持ちになりますか。

○松田国務大臣 私の答へははなはだ言葉がまづかつたのであります。私の考へ方は、ただいま委員長のおっしゃるやうな考へ方で申し上げたのであります。

○松前委員長 具体的にはどういふこ

とでございますか。

○松田国務大臣 具体的に申し上げますれば、この金はもとと金融債引き受けというやうなことにあつたのでありますから、電電公社の公債債がどういふことをしても消化ができないやうな場合には、この金からそちらへ振り充てるやうなことも考へられるのではないかと、かような意味で申し上げたわけでありました。

○白根政府委員 補足して御説明を申し上げます。大臣が先ほど、金融債の二十億が、現在の情勢によりまして、地方公共団体の貸付に變更という状態もあるから、そういう年度末等におきまして、消化期までに電電の金融債の社債が消化できないというやうな事態が参りますと、まず第一に、予定の目標より以上に資金が増加すればそれに充當する。ところが予定の資金もそこまでいかないときは、これはもう機宜の措置でございますが、やはり本年度の長期の金は、大体三月三十一日までにはなかなか全部出るわけではございません。本年度でも出納閉鎖期間に大体三十億程度あつたわけでございます。それで三十三年度は五月に大部分集中して金を出したわけでございます。従いまして便宜措置といたしまして、本年度の地方債のうちで、出納閉鎖期間に回る部分を、本年度の資金でなく、来年度の資金で充てるやうにして、その浮いた金を電電公社の社債を消化できない分に充てるという非常措置も、考へられぬことではないと思ひます。

○松前委員長 そこで伺ひますが、今の説明を承ると、ただいま議席からも声が出たやうですが、考へられぬこ

とはないというような消極的な意味に、先ほど来御覚悟を述べられたのでございましょうか、その点を承わっておきます。

○松田国務大臣 まあそういう意味で申し上げておるわけです。もう少し具体的に明白に申し上げればよろしいのでございますが、重ねて申し上げますけれども、そういう考え方でおるといふ程度で御了承願います。

○松前委員長 できなければそれでやるつもりだ、こういうおつもりでいらっしゃるのでしょうか。

○松田国務大臣 まあ大体さようでございます。

○森本委員 ちょっと大臣に私は注意をしたいと思いますが、この前の委員会でも私が言いましたように、こういうふうな問題を、これができなかったらすぐそういうふうにやると——私はこれは他の委員と意見が違いますが、これも、そういうふうにやるといふ回答は、そう軽々にすべきではない。やはり七十五億という電電公社の社債については、あくまでも消化をはかってしまふ、そういう考え方の上に立つてやるべきであつて、それをそういうことによつて直ちにそちらの方向に振り向けるのか、あるいはできないければ簡保資金から取る、そういうことになる——簡保資金というものがいづれの方向にでもほこやられることについては、かつて委員会でも、そういう傾向があつたから、そういうことについては大臣に慎重に回答を願いたいというふうな私の方から質問をして、それに対して大臣から、慎重に検討して回答する、こういう回答があり、速記録に載つておるわけです。だからそういう

う問題については、私はもう少し十分に検討してから回答願いたい。今事務局の方から非常に苦しいような答弁がありましたけれども、そういうことを今から予測をして、私はこういうふうなやり方というふうな回答はすべきではない、こう思うのでありますが、どうですか。

○松田国務大臣 森本さんのおっしゃる通りに、電電公社関係の公社債は、あくまでもその完全消化をはかつていくように極力大蔵当局とも折衝して参つたということをお先ほどから申し上げて、従つてそれを完全に消化する方針でいつておるわけでありまして、軽々に零細な金を集めた簡保資金の性質をくずすような考えは毛頭持つておりません。

○森本委員 私が言っているのは——大臣は軽々に言うたけれども、先ほど松前委員長の質問に対して、最終的には、消化ができなかったらそれは簡保の方で何とかする、こういうふうに御回答になつたわけですが、それをそういうことになしに、七十五億なら七十五億というものをあくまでも消化する、そういう基本方針のもとに進んでもらつて——もともとこういうことになつてくるのは、政府の財政投融资計画そのものが非常にずさんですから、こういう要るところに出す金がなくなつてしまつて、それを簡保資金の方に全部しわ寄せするという傾向になるのです。少くとも七十五億なら七十五億というものは完全に消化しなければならぬ、あとの問題については、慎重に検討を要するといふくらいは、回答が最も妥当です。それを年度末の問題について今からはっきり約束ができます

というふうなことを言うのは、ちょっとこれは行き過ぎだと思ふ。その点について、もう一回明快な御回答を願いたい。そういうふうに簡保資金というものを——もうとにかく政府の行き詰まつたことに對して、何でもかんでも全部やらなければならぬということになつては、財政投融资計画というものは非常に不完全であり、またそのときそのときの考え方によつてやられるといふことは非常に不幸だと思ふ。やはり年度の計画というものは、詳細な緻密な計画を立てて、その計画の上に立つてやつていかなければならぬわけですから。その政府の不用意をこの簡保資金に全部しわ寄せしてくるといふような回答については、私ははなはだ不満であります。だからこれは、この間の速記録の五月三十一日の十六号に載つておるが、このときの回答ときょうの回答が違つておるわけです。このときの回答のように、將來そういう問題については慎重に検討していきます、ただし電電公社の公債については、消化するように政府として全面的に努力をいたします、あくまでもこれを消化するようにいたします、こういうふうに回答するのが当然であります。もう一回回答し直してもらいたい。

○松田国務大臣 大体私も森本さんのおっしゃるような考えであります。

○森本委員 けっこうです。

○松前委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分散会

昭和三十年六月十一日印刷

昭和三十年六月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局